

第6回淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会 議事要旨

日 時:令和6年6月6日(木)13:00~14:10

出席者:別添の「出席者一覧」のとおり

要 旨:

1. 開会、淀川区長あいさつ

(淀川区長)

- ・ 昨年10月開催の第5回協議会のあと、淀川区役所では河川敷での供用開始にむけ、民間の整備・運営事業者や、淀川河川事務所、大阪市の建築指導部等との協議を行ってきた。また令和6年3月29日には、淀川河川敷十三エリアが「都市・地域再生等利用区域」、いわゆるオープン化の指定を受けた。
- ・ 本日は、民間の整備・運営事業者が毎年度、本協議会に提出することになっている「事業報告書」及び、各機関との協議の結果、変更が生じた「事業計画書」についてご審議いただきたい。
- ・ 構成員の皆様には忌憚のないご意見、ご質問等を頂戴したく、また円滑な議事運営にご協力をお願い申しあげる。

2. 本日の議題

(1) 令和5年度の経過報告(オープン化指定、ハード整備状況等)

○ 事務局より説明

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 河川空間のオープン化の指定を受けると、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用が可能になり、前回の第5回協議会では、河川空間のオープン化についてご説明をし、協議会にて合意をいただいた。
- ・ 第5回協議会后、占用主体である大阪市長から、河川管理者である近畿地方整備局長に対して、第6回会議資料の図の緑部分のオープン化の要望をし、令和6年3月29日にオープン化の指定を受けた。
- ・ ハード整備状況については、堤防裏のり面の盛土工事が、第6回会議資料の赤矢印の西側80m部分については令和5年7月に竣工、青矢印左側の東側180m部分①については令和6年2月に竣工している。残り、青矢印右側の東側180m部分②については令和6年7月に竣工予定である。

(2) 令和5年度の「事業報告書」の承認について

○ 協議会における決議について

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 議題(2)「令和5年度の「事業報告書」の承認について」と(4)「変更後の「事業計画書」の承認

について」は、事務局より委員へ承認の可否を問わせていただく。承認の可否については、本協議会の設置要綱に基づき、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は座長の決するところにより決定する。

- ・ 本日出席の委員は 7 名であるため、4名以上の賛成により協議会で承認いただいたと判断する。
- ・ 本市と事業予定者が締結している「大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア魅力向上事業協定書」において、毎年度、「事業報告書」作成による事業の報告を定めている。記載内容については、第19条第1項の(1)～(5)である。
- ・ 本日の協議会には、事業予定者である RETOWN・類設計室・OneOsaka リバークルーズ事業共同体も同席している。事業予定者より「事業報告書」の内容について説明し、その後、質疑応答の時間を設け、質疑応答が終わったら、事務局より内容について承認の可否を問わせていただく。

○ 事業報告書の説明

(事業予定者)

- ・ 「大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア魅力向上事業協定書」第19条第1項の(1)～(5)の5点について、事業報告書にて記載している。
- ・ 【1.事業の実施状況】については、主にハード整備にむけ、淀川区および大阪市、淀川河川事務所、公園財団へ整備や工事の可否について協議を行ってきた。
- ・ 【2. ハード事業施設全体及びハード事業施設毎の利用状況(利用者数など)】【3. 事業にかかる経費等の収支状況】【4. その他事業実施状況を把握するために必要な項目(事業効果など)】については、現時点は関係各所との調整段階であり、ハード整備や事業実施にはいたっていないため、報告事項はない。
- ・ 【5. 今後の事業の見通し又は方向性】については、現段階で概ねできることできないことが判明したため、今後はインフラの整備の計画に取り掛かっていく。
- ・ また、工事着手は令和6年11月を目標としており、令和7年1月までに工事を完了させ、2,3 月はハード施設の最終調整と事業実施に向けての事業内容の調整し、令和7年4月13日の事業開始にむけて、進めている。

○ 質疑応答

(大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名教授)

- ・ 【1.事業の実施状況】の、令和5年10月「事業計画書が承認」や、【5.今後の事業の見通し】の「インフラに関する整備の可否判断が明確にしたのち」など、“てにをは”を修正してほしい。

○ 決議

- ・ 事業報告書の内容の承認について、出席委員の挙手により採決した。

- ・ 出席委員7名全員が挙手した。
- ・ 出席委員の過半数の委員から賛成があったため、「事業報告書」の内容について協議会で承認を得たと判断した。

(3) 今後のスケジュール(占有までの手続き、使用契約締結、各工事、供用開始時期等)

○ 事業報告書の説明

(淀川区 政策企画課)

- ・ ハード施策・ソフト施策について、堤防裏のり面の盛土工事は、令和6年7月に竣工を予定している。また、船着場工事及び多目的空間における通路舗装工事は、令和6年度末竣工予定。
- ・ 事業予定者による事業開始に向けたハード施設工事やイベント、開業準備は、令和7年4月の供用開始に向け準備を行う。
- ・ 占有に向けての手続きとしては、大阪市が河川管理者あてに河川空間のオープン化指定のための要望書を提出し、令和6年3月29日に河川空間のオープン化指定を受けた。
- ・ 今後は、工事着工までに大阪市より河川法による占有許可等申請をし、占有許可等が下りたら本市と事業予定者との間で占有区域の使用に係る契約書を締結する予定である。公園区域を使用することも想定されているため、事業予定者は河川法及び都市公園法の定めるところにより必要な許可申請を、河川管理者に直接行う。
- ・ 次回、第7回協議会は、事業予定者による工事着工前の事業計画書の承認を主な議題とし、工事着工前である9月か10月ごろに開催する予定である。

(4) 変更後の「事業計画書」の承認

○ 議題(4)の承認について

(淀川区 政策企画課)

- ・ 前回の協議会にて「事業計画書」を承認いただき、その後、淀川区役所では、民間事業者、淀川河川事務所、大阪市の建築指導部等と協議を行ってきた。
- ・ 調整の結果、「事業計画書」の内容に変更があったため、「大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア魅力向上事業協定書」第11条第4項により、協議会にて変更内容の説明をし、その後承認の可否を問わせていただく。

○ 変更後の事業計画書の説明

- ・ RETOWN・類設計室・OneOsakaリパークルーズ事業共同体から、変更後の「事業計画書」に関して、事業施設の整備計画やソフト事業の実施計画等の変更した点について説明を行った。

○ 質疑応答

(水都大阪コンソーシアム)

- ・ ウォーターアクティビティについて、当初の河川での実施計画から人工プール等に変更になったのは、川の流れや船着き場との関係により、安全上、入水場所や体験場所の調整ができなかったということではないか。

(事業予定者)

- ・ 淀川上流に行けば体験イベントをしているところもあるが、十三エリアは河川の流れが速く、また船着き場も予定されているため十三エリア付近での体験は難しいと判断した。
- ・ 今後、安全上の問題が解決できれば、河川での実施になる可能性もある。

(大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名教授)

- ・ 変更後の事業計画書で、事業内容の変更があった箇所のイメージパースに変更前と同じものが使われており、変更後のイメージがつかず協議会で承認をしたくても承認ができない。
- ・ よどがわ水辺横丁の事業内容が、コンテナ等を活用した高級形態の飲食店から屋台村に変更になっていることについて、当初の計画では高級形態の飲食店により十三の従来の大衆的なイメージを変えるということであり大きな方針の変更であるため、事業計画が固まって、イメージパースなどクリアになってから示してほしい。
- ・ 屋台村への事業内容の変更ということではあるが、当初の計画である外観やデザインなどの高級なイメージは維持してほしい。

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 関係各所との調整の結果、飲食店のハード設備が屋台中心になったということをご理解いただきたい。またイメージパースは、あくまでイメージとして使用している。

(事業予定者)

- ・ 当初から「よどがわ水辺横丁」の名前は変えておらず、従来 of 十三のイメージを変えるというコンセプトは変わっていない。従来 of 良いところは引き継いでいき、にぎわいを生む飲食店街を作っていきたい。下町のイメージではなく、水辺のさわやかなイメージで作っていきたいと考えている。

(大阪商工会議所)

- ・ よどがわ水辺横丁の事業内容が屋台を中心とした屋台村に変更され店舗数が増えているが、屋台の店舗は同じ店舗が入り続けるか、定期的に入れ替わるかどちらで考えているか。また、屋台の規格等は決まっており、高級感のある同形態の屋台が並ぶイメージか。

(事業予定者)

- ・ 基本的には同じ店舗が入り続ける予定である。また、あらかじめ屋台を作成するため、高級感のある同じ形態の屋台村となる想定である。

(淀川区商店会連盟)

- ・ 淀川沿いは冬場になると特に寒く風も吹くため、以前冬にジャズのイベントがあった際に、お客

さんがあまり来ないということがあった。

- ・ 本事業においても、冬場の寒くなった際に、お客さんが来るかどうか計画はあるか。

(事業予定者)

- ・ 事業予定者としても、冬場が課題であると認識している。屋台には、ビニールで風や寒さ対策を考えている。また検討段階ではあるが、屋台の中には空調も予定している。

(水都大阪コンソーシアム)

- ・ 舟運事業の夢洲航路や京阪航路について、船の形状など現段階で調整をして何か決定していることはあるか。また、夢洲北岸浮棧橋の使用に関する公募には応募したか？

(事業予定者)

- ・ 夢洲航路は、万博協会のレギュレーションがまだ決定されておらず、また、船着き場から万博会場までの巡回バスの運行も定まっていないため、それらが決まり次第、調整をしていくことになる。万博協会のレギュレーションの決定や、夢洲の船着き場への舟運の可否によっては、夢洲航路もなくなる可能性はある。
- ・ 京阪航路についても、淀川の工事の関係で未定であるため、今後協議を行っていく予定。
- ・ 夢洲北岸浮棧橋の使用に関する公募には応募したが、万博協会から使用可否について回答を得ていない。

○ 決議

- ・ 変更後の「事業計画書」の内容の承認について、出席委員の挙手により採決した。
- ・ 出席委員7名全員が挙手した。
- ・ 出席委員の過半数の委員から賛成があったため、変更後の「事業計画書」の内容について協議会で承認を得たと判断した。

3. 意見交換

(大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名教授)

- ・ 関係者との協議で計画の内容が変わったとあるが、明確なイメージ等がないと判断できないため、次回以降はそうならないようにしていただきたい。どうなるかわからないものを承認できない。
- ・ 直前に変更があったということであれば、会議の日程を後ろにずらすなどして、事業計画を明確にしてほしい。

(国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所)

- ・ 十三駅から十三河川敷までの間の動線で、道案内など何か集客のために考えていることはあるか。

(淀川区役所 政策企画課)

- ・ 淀川区役所としては、今後関係局と調整していく予定ではあるが、具体的な話は現在決まっていない。

(淀川区十三連合振興町会)

- ・ 町会や地域に話をした際には、喜んでいる人も多い。これまで第 1 回の協議会から会議を行ってきて来年に供用が開始されるということで、ぜひ良いものになるようにしてほしい。

(淀川区商店会連盟)

- ・ 今後、十三地域でファミリー層が増えていくと思うが、河川敷が子どもたちの遊ぶ場となると危険度も増すと思う。
- ・ ファミリー層に目を向けると、お酒など大人に特化したものでなく、子どもたちに向けたものという観点でも事業を行っていただきたい。
- ・ 外国人客も増えている中で、みんなが気持ちよく過ごせる場に、商店街も含めてしていきたいと思っている。活気のある商店街にするためにも、行政に協力いただきたい。

(事業予定者)

- ・ 自然体験学習等も準備しており、事業実施にあたりファミリー層も安心できるようにすることは重要な課題であると考えている。
- ・ 安っぽいイメージにならずに、ファミリー層が来たくなるような場所にしていきたい。

(大阪商工会議所)

- ・ 様々な規制のある中で変更点が多く出ているが、安全性が一番重要という理解をしたうえで、より良いものにするために進めていただければと思う。
- ・ 大阪商工会議所では、万博に向けた取組として「まちごと万博」と称して、夢洲の万博会場以外にもまち全体で盛り上げていくという取組を始めている。
- ・ まち全体が万博会場であり、いろいろなエリアで万博への取組をし、それぞれのエリアでの取組も 1 つのパビリオンであるという見方をして、情報を一体的に発信するサイトを作っている。
- ・ そういったものも活用いただき、万博に来られた方に、大阪のまち全体を楽しんでもらえるということをしていただければと思う。

(淀川河川公園管理センター)

- ・ 十三河川敷エリアには、淀川河川公園管理センターが管理する十三野草地区も含まれており、都市公園法上の調整も行っていくという話もあったため、一緒に調整を進めながら、良いものにしていきたい。

(阪急電鉄株式会社 沿線まちづくり推進部)

- ・ 十三河川敷エリアには、神戸線・京都線・宝塚線の 3 線が淀川を横切って走っており、河川敷

の供用開始後におそらく何十万人の方が電車の車窓から十三の河川敷を見て、「面白そうなものがやっている、この町を見てみようか」となり、十三のイメージを作用する役割を持つと思う。

- ・ 今回の計画の変更ということで、制約の中でやっていくことであるため仕方ない点もあるが、反対に屋台になったからこそ、できるような捉え方なども考えていただきたい。
- ・ 十三のイメージが変わった、ここに行きたい、と思っただけのような、新たな十三の魅力発信や、期待感に続けていただければと思うため、我々も今後情報発信含めて、連携できることがあればと考えている。

(近畿地方整備局 河川部 河川環境課)

- ・ 河川管理のために、防災面や緊急時の車両の通行など考えないといけないことも様々あるが、まちづくりとしても重要な施策であるため、皆様の知恵も借りながら良いものにしていきたい。

(近畿地方整備局 建政部 都市整備課)

- ・ 都市整備課としても、公共空間を活用したにぎわい創出は力を入れている取組であるため、この取組が良いものになっていけばと考えている。
- ・ 今回は河川管理者等との協議で、できることできないことの整理ができた段階であると思う。
- ・ このようなプロジェクトは、関係者のビジョンや最終的なイメージが共有されていると良いプロジェクトになっていくと思うが、高級感が残った屋台村になるのか、下町感が溢れるような屋台村になるのか、のイメージがこの場の中でも共有がなされていない状況であると感じる。
- ・ 今回、できることできないことがはっきりした段階ということで、今後ビジョンを共有していきながら、より良いものになっていけばと考えている。

(大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課)

- ・ 大阪都市計画局では、淀川沿川の地域魅力を活かしたまちづくりのため、沿川の自治体や民間団体等とともに「淀川沿川まちづくりプラットフォーム」を設立し、連携しながらプロモーションビデオの制作やスタンプラリーの実施などにより、にぎわいづくりに取り組んでいる。
- ・ 沿川のまちづくりにあたり、十三河川敷のようなにぎわいの拠点を他のエリアとつなげることによって、流域全体の魅力を高めることが重要と考えている。特に事業計画にある京阪航路は、十三エリアと枚方エリアが繋がるため、非常に期待しており是非とも実現をお願いしたい。
- ・ 事業予定者の皆様にもプラットフォームに参加いただき、淀川沿川の自治体や民間団体等と連携しながら、沿川の魅力を活かした取組を一緒に進めていただけたらと思う。

(計画調整局 計画部 都市計画課)

- ・ コンセプトをしっかりと共有しながら、具体の取り組みについて調整の上、本事業を進めていただければと思う。

- ・ 計画調整局では都市再生に取り組んでおり、十三エリアや東淀川区の淡路エリアについては、まちづくりの方向性等をまとめたエリアの計画の作成に向けて関係者と調整を進めているところである。
- ・ 計画作成の目的のひとつは、今回の十三河川敷エリアも含めた、エリアのポテンシャルの PR であるため、計画を作成し、これら情報発信につなげていきたい。

(水都大阪コンソーシアム)

- ・ 舟運事業について、十三から万博会場、八軒家浜まで舟運でつながることができれば、例えば、八軒家浜から船で夢洲へ行き、十三へ船で帰ってくるなど、万博を機会に舟運を通じての連携が行えればよいと思う。

(事業予定者)

- ・ 現在も道頓堀や八軒家浜での舟運事業を行っているため、十三から各所へつながる航路を考えている。

4. 閉会